

○市長（藤井信吾君） 令和2年第2回定例会に係るオンライン会議によります提案理由の説明等に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

まず、特別定額給付金の申請につきまして申請を頂いた方で、まだお手元に届いていない皆様に御迷惑をおかけしております。本日、6月2日現在で、当市におきましては、約4万9,000世帯のうち、約1万8,000世帯の皆様について給付金の給付が完了しております。今後も一日でも早く市民の皆様特別定額給付金をお届けすることができますように、職員一同、一丸となって、事務手続を進めてまいります。

さて、このたびの定例会は、議員の皆様から御提言をいただきました新型コロナウイルス感染症への対策に係る臨時交付金をはじめとした議案のほか、議会初日から先議として議案の審議をお願いする案件を提出しております。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げ、私からの冒頭の御挨拶とさせていただきます。

それでは、議案の第31号から第48号までの18件を一括いたしまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案の第31号、取手市税条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、地方税法等の改正を踏まえ、次の5点について必要な改正を行うものです。1つ目は、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しを行うものです。2つ目は、軽量な葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、二段階での見直しを行うものです。3つ目は、低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除を創設するものです。4つ目は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の適用ということですが、これは新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントを中止などした主催者に対し、チケットの払戻し請求権を放棄した場合に、寄附金の税額控除の特例が認められる制度を創設するものです。5つ目は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の適用で、住宅借入金等特別税額控除の適用要件の弾力化等に関しまして、所要の整備を行うものでございます。以上のとおり、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第32号、取手市都市計画税条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、地方税法が改正されたことに伴い、引用する条項の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第33号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染して、世帯の主たる生計維持者が死亡した場合や当該感染症の影響により収入が一定程度減少した場合等に対する国民健康保険税の減免についての特例措置を講ずるとともに、地方税法の一部改正に伴い、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第34号、取手市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染して、世帯の主たる生計維持者が

死亡した場合や、当該感染症の影響により収入が一定程度減少した場合等に対する介護保険料の減免についての特例措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 35 号、取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、本条例の基準となっております内閣府令の改正によりまして、地域型保育事業所を卒園した後においても、引き続き、教育または保育が受けられる場合には、連携施設の確保が不要とされたことを踏まえ、本市におきましても当該府令基準に基づいて同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 36 号、取手市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、本条例の基準となっている厚生労働省令の改正により、地域型保育事業所を卒園した後においても、引き続き教育又は保育を受けられる場合には、連携施設の確保が不要とされるとともに、保育者の――保護者の疾病等の理由により、家庭での養育が困難な乳幼児に住宅訪問型保育を提供できることが明確化されたことを踏まえ、本市においても、当該省令基準に従い同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 37 号、取手市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、公営住宅法が改正され、入居者が認知症等である場合の収入申告の義務が緩和されたことを踏まえ、収入申告をすることが困難な入居者について、所得情報の閲覧等により市が収入状況を把握して、入居者の収入実態に応じた家賃とすることができるようにするとともに、民法の改正を踏まえた連帯保証人の保証上限額、いわゆる極度額の設定、明渡し請求の際の適用利率の改正、その他所要の整備を行うため本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 38 号、取手市建築審査会条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、急を要する場合であつて、災害の発生、感染症の蔓延等の理由により会議を開くことが困難であると考えられる場合に特例措置として、書面による審議を行うことができるようにし、建築行政の円滑な執行を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 39 号、取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、本条例の基準となっております厚生労働省令が改正され、これまで都道府県知事及び政令指定都市の長が行っていた放課後児童支援員の認定資格研修を中核市の長も実施することができるようになったことを踏まえ、本市においても当該省令基準に従い同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 40 号、市道路線の廃止についてであります。本件につきましては、開発行為により、道路としての形態を有しなくなった市道路線を廃止するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 41 号、市道路線の認定についてであります。本件につきましては、開発行為により市に帰属した道路について、市道として認定するため、議会の議決を求めるも

のであります。

次に、議案第 42 号、1 社総交公区第 1—9 号 A 街区造成工事その 3 請負契約の締結についてであります。本件につきましては、取手駅北土地地区画整理事業の駅前交通広場の整備に当たり、A 街区を一時的に暫定交通広場として利用し、併せて、将来の土地利用を図っていく目的で地中に存置された既製のくいを撤去するため、本契約を締結するものであります。

次に、議案第 43 号、2 社総工区第 1—1 号 A 街区造成工事請負契約の締結についてであります。本件につきましては、取手駅北土地地区画整理事業の駅前交通広場の整備に当たり、A 街区を一時的に暫定交通広場として利用し、併せて、将来の土地利用を図っていく目的で、地下 2 階までの構造物及び地中に存置されている既製くいを撤去するため、本契約を締結するものであります。

次に、議案第 44 号、取手市立宮和田小学校校舎体育館大規模改造工事請負契約の締結についてであります。本件につきましては、取手市立宮和田小学校の老朽化した校舎並びに体育館の大規模改造工事に加え、一部非構造部材の耐震対策を行い、安全かつ快適な教育環境の整備を行うため、本契約を締結するものであります。

次に、議案第 45 号、櫛木消防署大規模改造工事契約の締結についてであります。櫛木消防署庁舎は建築後 36 年が経過し、老朽化により屋根・外壁・空調設備等に不備が生じていることを踏まえ、大規模改造工事を行い、災害時の活動拠点としての防災施設体制の強化を図るため、本契約を締結するものであります。

次に議案第 46 号災害対応特殊消防自動車の取得についてであります。取手消防署に配置をされております消防ポンプ自動車は、運用開始から 23 年が経過をし、経年劣化が見られる状況となっております。大規模化・多様化する災害や事故への対応に加え、地震等による広域災害への対応も求められております状況におきまして、さらなる装備の充実を図り、緊急時における迅速確実な消防活動をもって、市民の安全を図る目的で、最新の機能を配置した車両に更新するため、本契約を締結するものであります。

次に、議案第 47 号、市有財産の処分についてであります。本件につきましては、旧戸頭終末処理場跡地の土地・残存建物等、市有財産を売却することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 48 号、令和 2 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6 億 9,172 万 1,000 円を増額し、予算総額を 487 億 875 万 8,000 円とするものであります。今回の歳出予算の主な補正内容といたしましては、大きく 2 点ございます。

まず 1 点目は、新型コロナウイルス感染症対策事業であります。今回、国の緊急経済対策において創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、様々な独自施策を実施いたします。まず、生活支援策といたしましては、子育て世代に対して、国の支給とは別に所得制限のない給付金を給付し、独り親世帯にはさらに追加給付を行います。また、小中学校の臨時休校に伴い、給食が提供できなかったため経済的に困ってお

られる児童生徒に給食費相当分の昼食費を支給します。さらに、修学旅行の延期措置や今後もし中止となってしまった場合の追加経費を市が支給し、保護者の経済的負担を軽減いたします。

次に、経済支援策としては、感染症拡大の影響を受け、国の持続化給付金の対象とならなかったものの売上が一定程度減少している事業者に対し、給付金を支給し、事業継続に向けた支援を行います。また、今回特に大きな影響を受けている飲食事業者がテイクアウト等により商品を提供する場合に、販売価格の一部を市が補助し、消費の喚起と地域商業の活性化を図ります。

次に、感染拡大防止策といたしまして、災害時の避難所における衛生環境を保ち感染拡大を防ぐため、飛沫感染防止のパーテーション等を備蓄品として整備いたします。

2点目は、感染症拡大に伴い中止等を決定した事業の減額であります。残念ながら中止となりましたとりで利根川大花火をはじめといたします様々な事業の経費や小中学校の臨時休校に伴い、工事期間の確保が困難となり、今年度の実施を断念した給食センター調理場空調整備事業、議員の皆様から交付申請の取下げのあった政務活動費交付金などの減額を計上しております。

次に、歳入予算の主な補正内容といたしましては、まず旧戸頭終末処理場跡地の売却先決定に伴い、普通財産売却収入を計上しております。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上し、先ほど歳出で申し上げました新型コロナウイルス感染症対策事業に充当しております。さらにこのほか、各歳出事業に伴う国・県支出金、地方債などのほか、補正予算の財源調整のため財政調整基金を繰入れております。第2表、債務負担行為補正につきましては、サーバー機器等使用料を追加するものであります。また、第3表、地方債補正につきましては、市道整備事業の限度額を変更し、給食センター整備事業について今年度見送ることとしたことから同事業を廃止するものであります。

続きまして、承認第6号、令和2年度取手市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について、ご説明申し上げます。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,025万8,000円を増額し、予算総額を480億1,703万7,000円とするものであります。補正予算の内容は、国の緊急経済対策によります、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する事業のうち、特に早期実施が必要な消毒液の無料配布事業や小中学校や公共施設の再開に関連する経費等について、急遽予算措置をしたものであります。なお本件につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分し、同条第3項の規定に基づきご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元の議案書を参照いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第1号から第8号までの8件を一括いたしまして、ご説明申し上げます。まず、報告第1号、令和元年度取手市一般会計予算の継続費に係る繰越計算書についてであります。本件につきましては、非常用発電設備改修事業及び取手図書館空調設備改修事業に係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

次に、報告第2号、令和元年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書につ

いてであります。本件につきましては、令和元年度一般会計補正予算（第11号・第13号・第14号）にて、それぞれ計上いたしましたところのとがしら公園耐震性貯水槽緊急遮断弁の修繕など27件の繰越事業に係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

次に、報告第3号、令和元年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書についてであります。本件につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業として、令和元年度補正予算（第13号）で予算措置を行った民間保育園等への補助金について、事故繰越に係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

次に、報告第4号、令和元年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書についてであります。本件につきましては、令和元年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

次に、報告第5号、令和元年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書についてであります。本件につきましては、令和元年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書を調整いたしましたので、ご報告申し上げます。

次に、報告第6号、令和元年度公益社団法人【「公益社団法人」を「公益財団法人」に発言訂正】取手市文化事業団決算報告書並びに令和2年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画についてであります。本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項に基づき、公益社団法人——公益財団法人取手市文化事業団より報告を受け、議会にご報告申し上げます。

次に、報告第7号、2019年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに2020年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画についてであります。本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人取手市健康福祉医療事業団より報告を受け、議会にご報告申し上げます。

次に、報告第8号、平成31年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに令和2年度一般財団法人取手市農業公社事業計画についてであります。本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人取手市農業公社より報告を受け、議会にご報告申し上げます。

続きまして、諮問第1号及び第2号の2件を一括いたしまして提案理由の御説明を申し上げます。現在、取手市には人権擁護委員法に基づき、11人の人権擁護委員が法務大臣から委嘱されております。このうち、羽生丈夫氏及び菅原公夫氏の2名が令和2年9月30日をもって任期満了となり退任されることから、後任の候補者2名を法務大臣に推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

まず、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本件につきましては、新たに本田曜子氏を推薦いたしたく、議会にお諮りするものです。本田曜子氏は、昭和52年から平成26年まで、37年にわたり取手市役所の職員を務めら

れました。また、現在は、民生委員児童委員を務めております。今後も、行政職での経験を生かし、ご活躍いただけたらと考え、新たに推薦をするものでございます。

次に、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本件につきましては新たに島田三郎氏を推薦いたしたく、議会にお諮りするものであります。島田三郎氏は昭和54年から平成29年までの38年間にわたり、県南の公立小中学校で教諭として勤務され、教頭、校長まで務められました。また現在は、取手市特別青少年相談員、水戸家庭裁判所所属の家事調停委員を務めておられます。今後も、その経験を生かし御活躍いただけたらと考え、新たに推薦をするものであります。

以上、29件を一括いたしまして御説明申し上げます。提出した議案につきまして、議案書を御参照いただくとともに、よろしく可決決定、また、御承認くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、この後担当部長から御説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

先ほど、報告第6号の件名につきまして、公益財団法人と発言すべきところ、公益社団法人と発言をしてしまいましたので、この場借りまして訂正をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○総務部長（鈴木文江君） 議員の皆様、改めましてこんにちは。総務部の鈴木です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。令和2年度第2回取手市議会定例会に提出させていただく案件は、議案18件、承認1件、報告8件、諮問2件の計29件となります。各案件の詳細につきましては、それぞれ所管の部長から順次説明させていただきます。また、報告第6号から報告第8号につきましては、市が出資している法人の報告案件となりますので、説明を割愛させていただきます。それでは説明を始めさせていただきます。

○財政部長（牧野妙子君） 皆様、こんにちは。財政部の牧野と申します。私からは、議案第31号、32号、47号を一括して御説明いたします。

まず、議案第31号、取手市税条例の一部を改正する条例についてです。この改正は、令和2年度地方税制改正及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に伴い改正するものです。

1つ目は、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しについてです。これは、全ての独り親家庭の子どもに対して、公平な税制を実現する観点から婚姻歴の有無による不公平と男性の独り親と女性の独り親の間の不公平を解消するため、次の措置を講じるものです。初めに、個人住民税の人的非課税措置の見直しについてです。対応する条文は、議案2ページ、第24条第1項となります。昨年の税制改正により、児童扶養手当の支給を受けている未婚の独り親につきましては、非課税措置の対象として、令和3年度分以後の個人住民税に適用することとされていたところですが、令和2年度の税制改正により児童扶養手当の支給を受けていることを要件とせず、前年の合計所得金額が135万以下の未婚の独り親及び寡婦を対象とすることとなりました。次に、未婚の独り親に寡婦控除適用についてです。対応する条文は、議案2ページの第34条の2となります。これまでの寡婦控除は、未婚の独り親については所得控除の適用対象とはなっていませんでしたが、今回の改正により、婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にし、前年の所

得金額が48万円以下の子を有する単身者については、同一の独り親控除を適用することとなりました。補助額は30万円となります。なお、これらの措置は、令和3年度分以後の個人住民税から適用することとなります。

2つ目は、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しについてです。対応する条文は、議案3ページの第1条の表の第94条第2項及び20ページの第2条の表の94条第2項となります。近年、紙巻きたばこに類似する軽量な葉巻たばこ——リトルシガーですが、こちらが登場し、紙巻きたばこの代替品として販売量が急速に増加しています。軽量な葉巻たばこは製品重量1グラムを紙巻きたばこ一本に換算して課税されていますが、製品重量が1グラムよりも軽いことから、紙巻きたばこと比べて税負担が低くなっています。また、軽量な葉巻たばこ間でも製品重量に差があることから税負担が異なっているなど、課税の公平性の観点から問題があり——課題があります。そこで、軽量な葉巻たばこ一本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこですが、この課税標準について、葉巻たばこ一本を紙巻きたばこ一本に換算する方法とすることとなりました。しかし、たばこ関係者に与える影響に配慮する観点から、激変緩和を図るため、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの1年間については0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻きたばことみなして課税する経過措置を講じた上で、段階的に見直すこととしています。

3つ目は、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設についてです。対応する条文は議案6ページ附則第17条となります。土地の譲渡に係る長期譲渡所得への課税に関する内容となります。都市計画区域内で所有期間が5年を超えかつ譲渡価格がその上にある建物等含めて500万円以下の個人の土地で、居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、また、その程度がその周辺の地域における土地の利用の程度と比べて著しく劣っていると認められる低未利用土地を令和4年12月31日までに譲渡した場合には、当該低未利用土地の譲渡益から100万円を控除することができることとなったものです。

4つ目に、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例についてです。対応する条文は議案7ページの附則第25条となります。政府の自粛要請を踏まえて、文化芸術やスポーツに係る一定のイベント等を中止した主催者に対し、入場料等の払戻し請求権を放棄した場合には寄付金控除の対象とするものです。

5つめは新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例についてです。対応する条文は、議案8ページの附則第26条となります。住宅ローン控除については、所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除しているところですが、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに入居した者については、控除期間を3年延長して13年間とすることとなっています。新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅建設の遅延等によって、住宅への入居が遅れた場合でも一定の要件の下に適用要件を弾力化し、令和3年12月31日までに入居した者については、期限内に入居したのと同様の控除を受けられるようにするものです。

次に、議案第32号、取手市都市計画税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。この改正は地方税法の改正により条項の移動が生じたことに伴い、同法を引用す

る条項の整備を行うものです。

次に、議案第 47 条、市有財産の処分について御説明いたします。売払い対象である旧戸頭終末処理場跡地につきましては、平成 29 年度に現状融資での売払い及び用途を沿道型小売店舗に限定し一般競争入札を実施しましたが、入札者がなく、未処分となっております。売払いを促進するため、沿道型小売店舗に限定した用途を一部サービス業も可能とし、令和 2 年 4 月 24 日付け、再度、一般競争入札を実施いたしました。その結果、アオキ株式会社が 4 億 888 万 8,887 円にて落札となりましたので、市有財産の処分について、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、議案第 31 号、32 号、47 号の説明となります。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部、大野でございます。私のほうからは、議案第 33 号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。まず、今回の条例改正の 1 点目でございますが、地方税法の改正に伴いまして、低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特別控除が創設されたことに伴いまして、国民健康保険税の課税の特例について条項を整備するものでございます。続きまして、2 点目でございますが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、収入が減少した国民健康保険の被保険者の国民健康保険税を減免するものでございます。まず、保健税減免の対象ですが、2 つの条件がございます。1 つ目は、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯でございます。この場合は、保険税を全額を免除するという形になります。2 つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年より 30% 以上見込まれる世帯のうち、主たる生計維持者の前年の所得が 1,000 万円以下かつ減少する所得以外の前年の所得が 400 万円以下の世帯が対象でございます。この場合は、保険税の一部が——一部を減額いたします。減免額でございますが、減免の対象となる保険税の減免割合を掛けた金額となります。減免の割合は、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の合計所得額が 300 万円以下は 10 分の 10、400 万円以下は 10 分の 8、550 万円以下は 10 分の 6、750 万円以下は 10 分の 4、1,000 万円以下は 10 分の 2 となっております。なお、主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、主たる生計維持者の前年の合計所得金額に関わらず保険税の全額が免除となります。また、減免対象となる保険税ですが、令和元年度分及び令和 2 年度分の保険税でありまして、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの納期限が設定されているものとなります。今回の条例改正により該当となる世帯の数でございますが、令和 2 年 3 月末の国民健康保険の加入世帯数は 1 万 6,747 世帯で、そのうち事業収入等の世帯数は 6,306 世帯となっております。この減免措置に関する周知につきましては、市ホームページや広報紙のほか、7 月中旬以降に発送予定の国保税納税通知書にお知らせを同封してお知らせいたします。また、7 月 18 日土曜日及び 19 日曜日には、休日納税相談を実施する予定となっております。なお、減免手続きにつきましては国保年金課、藤代総合窓口で行いますが、郵送での対応も行う予定をしております。以上で説明終わりいたします。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○福祉部長（稲葉芳弘君） こんにちは。福祉部、稲葉です。私からは議案第 34 号から

第 36 号まで、一括して説明いたします。

まず、議案第 34 号、取手市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡した場合や当該感染症の影響により収入が一定程度減少した場合等に対する介護保険料の減免についての特例措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。詳細につきましては、これから次に述べます 2 つの要件のいずれかに該当する第 1 号被保険者に対し、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に納期限が定められる保険料の減免を行うものです。まず 1 つ目といたしまして、新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な疾病を負った場合。もう 1 つ目が、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の額が前年度事業収入等の額の 10 分の 3 以上の減額が見込まれる場合で、前年の事業収入等の所得以外の所得が 400 万円以下の第 1 号被保険者等が減免の対象となります。

続きまして、議案第 35 号、取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。まず、特定教育・保育施設とは、認可を受けた保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育施設、事業所内保育所等のうち市から施設型給付の対象としての確認を受けた施設のことで、取手市では次の 28 所・園となります。公立保育所、6 所。私立保育園、8 園。認定こども園、10 園。施設給付型幼稚園、2 園。従来型幼稚園、1 園。公立幼稚園が 1 つとなっております。そして特定地域型保育事業とは、ゼロ歳児から 2 歳児までを対象としたより小規模な保育形態の区分であり、次の 4 分野で構成されております。まず 1 つが、家庭的保育事業、これは認定を受けた家庭的保育者による居宅等での保育。2 つ目、小規模保育事業、保育所の小規模版でございます。3 つ目、居宅訪問型保育事業、保育を受ける者の居宅に訪問しての保育ということになります。そして 4 つ目が事業所内保育事業、事業所内での保育という形になります。この地域型保育事業、卒園後の受け入れ先確保のための連携施設の確保が不要とされたことから、ある一定の条件を加味した認定外保育施設も連携先として設定が可能になるということでございます。

続きまして、議案第 36 号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。改正の概要につきましては、条例の基準となっております厚生労働省令が改正され—— 2 点ほど改正されたことから、本条例の一部を改正するものであります。まず 1 点目は、様々な対応策の活用により、引続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、地域型保育事業所卒園後の受け入れ先確保のための連携施設の確保が不要とされます。2 点目は、保護者の疾患や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることが明確化されたところでございます。具体的には、保護者の疾病・就労——疲労、その他の身体上・精神上もしくは環境上の理由により、家庭において乳幼児を養育することが困難な場合と明確化されたところでございます。以上、34 号から 36 号まで御説明しました。よろしく願いいたします。

○建設部長（前野 拓君） こんにちは、建設部の前野です。私のほうからは、議案第

37号並びに議案第40号、第41号、以上3件につきまして、御説明させていただきます。

それでは、議案第37号、取手市営住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。恐れ入りますが議案書3ページ、15条4項を御覧願います。1つ目の改正点は、入居者が認知症などにより、収入申告の提出が困難な状況にあると認められた際の対応についてです。現行では、家賃を決定するにあたり、入居者に収入申告を義務づけております。入居者に対し、収入状況の報告を請求したにもかかわらず、当該入居者がその請求に応じない場合には、市営住宅の家賃は近傍同種の家賃とすることと定められております。今回、公営住宅法の改正により、入居者が認知症などである場合の収入申告の義務が緩和されたことを踏まえ、認知症などである入居者が収入申告の困難な状況にあると認められた際には、市自らが所得状況の閲覧などにより収入状況を把握し、入居者の収入実態に応じた家賃とすることができるよう整備するものでございます。

続きまして、議案書2ページ、第14条2項を御覧願います。2つ目の改正点は、民法改正による連帯保証人の保証上限額、極度額の設定についてであります。令和2年4月1日施行の民法改正により、同日以後に締結される契約につきましては上限額の定めのない無保証契約は無効となります。民法改正を踏まえ、現在、無保証契約である市営住宅の連帯保証契約に関する規定を整備し、保証上限額を設定するものでございます。

最後に、議案書5ページ、第42条3項を御覧願います。3つ目の改正点といたしまして、民法改正による入居者に不正な行為がある場合などの明渡し請求時の適用利率の変更についてです。現行では、入居者に不正な行為がある場合などの明渡し請求における支払利息は年5%とされております。令和2年4月1日施行の民法改正により、法定利率は市中の金利動向に合わせて、3年ごとに見直す変動利率となることから、明渡し請求における支払利息につきましても、民法に定める法定利率、すなわち変動利率を適用するものでございます。そのほか、改正に伴う一部文言の追加、修正を併せて行っております。議案第37号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第40号、市道路線の廃止について御説明いたします。本件につきましては、野々井地区で行われた民間事業者による宅地造成、開発行為により、道路として形態を有しなくなった市道路線を廃止するため、議会の議決を求めるものでございます。それでは、議案書1ページの表を御覧ください。路線名は1-1336号線、起点は野々井292番、終点は野々井294番、延長は40メートルで、幅員は最大で3.26メートル、最小で2.7メートルでございます。次のページをめくっていただきまして、2ページから3ページ目を御覧ください。市道1-1336号線の位置図及び廃止図でございます。ゆめみ野駅の北東側、市道1-1335号線に隣接した宅地造成区域内の道路になっております。

引き続きまして、議案第41号、市道路線の認定について御説明いたします。本件につきましては、先ほど議案第40号で御説明いたしました野々井地区の宅地造成により、新設された道路が民間事業者から市へ帰属されたことを受け、市道路線として新たに認定するため、議会の議決を求めるものでございます。それでは議案書1ページの表を御覧ください。路線名は1-1367号線、起点は野々井292番8、終点は野々井286番、延長は72.88メートルで、幅員は最大で12.26メートル、最小で6メートルでございます。次の

ページをめくっていただきまして、2ページから3ページ目を御覧ください。市道1-1367号線の位置図及び認定図でございます。起点部分は、ゆめみ野駅の北東側、市道1-1334号線に接続し、終点部分に転回広場を設けた路線となっております。建設部提出議案の説明については以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） こんにちは、都市整備部の齋藤です。よろしくお願いたします。私からは、都市整備部所管の議案について御説明をさせていただきます。

まず、議案第38号、取手市建築審査会条例の一部を改正する条例についてでございます。こちらは先ほど市長からありましたとおり、緊急を要する場合かつ特別にやむを得ない事情がある場合に書面による審議を可能にする条文を追加するものでございます。

続きまして、議案第42号でございます。1社総交公区第1-9号A街区造成工事その3請負契約の締結についてでございます。議案書の4ページを御覧ください。真ん中の下に太枠で囲んだ斜線の部分でございます。この範囲の中には、大きな建物が3棟ございました。この3棟を解体・除却した後、地下にあります基礎ぐいを合計354本引き抜くという工事を、この契約により行うものでございます。なお、今現在、この中で地上の建物の解体の工事がまだ行われている状況ではございますが、この工事が終わった後、速やかに次のステップの工事に入れるように、今から契約を結びまして、打ち合わせや準備作業を行いたいと考えているところでございます。

次に、議案第43号、2社総交公区第1-1号A街区造成工事請負契約の締結についてでございます。こちらも議案書の4ページを御覧ください。先ほどの場所からやや北側のところに、治助坂に面した部分ですが、斜線の部分でございます。こちらには2棟の建物が建っておりました。この建物につきまして、地下構造物——地下室の除却、それから地下の基礎ぐいの引き抜きという工事を行います。1ページ戻っていただきまして、入札調書がございます。入札は5月26日に実施されました。落札業者は赤塚・常盤特定建設工事共同企業体でございます。契約金額は3億7,807万円となっております。私からの説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○教育部長（田中英樹君） 教育委員会、田中です。私からは教育委員会所管の御説明をいたします。議案第39号、取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。この条例の基準省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、これまで都道府県知事及び政令指定都市の長が行っていた放課後児童支援員の認定資格研修を中核市の長も実施することができるようになったことから、取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

次に、議案第44号、取手市立宮和田小学校校舎・体育館大規模改造工事請負契約の締結についてです。初めに、契約事項について御説明いたします。契約業者は、常総・大竹特定建設工事共同企業体です。契約金額は7億2,490万円。落札率は97.5%でした。次に、工事の概要について御説明いたします。議案書2ページの契約についての説明資料に記載のとおりですが、これまで実施してきました校舎や体育館の大規模改造工事と大きな違いはございません。安全面等の配慮として、工事の実施に当たっては、児童の通学の動

線に配慮し、現場との区画を明確にすると同時に、通路や出入口の制限に伴う誘導員の配置、併せて工事業者の利用時間帯を児童の通学時間帯とずらすなど、安全面には十分に配慮してまいります。最後に、全体のスケジュールとしましては、本契約後に請負業者との協議になりますが、児童の学習環境に与える影響を最小限とするため、通常であれば、可能な限り、夏休み期間中に集中的な工事を行うところですが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、夏休みの期間短縮などが考えられるため、工事の方法について、業者・学校との協議を十分に行い調整してまいります。説明は以上でございます。

○消防長（中村健二君） こんにちは。消防本部の中村です。私からは、議案第45号、46号について説明を申し上げます。初めに、議案第45号、栲木消防署大規模改造工事請負契約の締結についてであります。建築後36年が経過した栲木消防署の庁舎の外部・内部の改修及び電気工事、機械設備等の改修や更新といったものが主な工事内容でございます。電気設備では照明器具のLED化、機械設備では維持管理コストの削減を図る観点から給水設備を受水槽から加圧ポンプ式に変更し、施設の高架水槽を撤去いたします。また、新規に防火衣ランドリーシステムを設置し、専用の洗剤を使用した洗浄・乾燥により、活動時の汚染はもちろんのこと、感染予防にも効果があり、さらに素材の劣化を防ぐなど、防火衣の維持管理に優れたシステムでございます。それから、現在、女性職員が隔日勤務できる施設が取手消防署のみであることから、栲木消防署の施設の拠出を利用し、女性専用の更衣室、仮眠室、浴室、トイレを整備。女性職員の配備を可能とすることで、女性職員のモチベーションの向上及び職場の活性化が期待されておるところでございます。以上、災害時の活動拠点である防災施設体制の強化と、女性の活躍推進を図るため、本工事を行うものでございます。

次に、議案第46号、災害対応特殊消防自動車の取得についてご説明申し上げます。今回更新いたします車両は取手消防署に配備して23年が経過した消防ポンプ自動車を更新するものです。特徴といたしましては、キャビンを除く全体を全面シャッターとし、積載品・器具類等の劣化防止、そして資機材の盗難防止にも効果のある仕様といたしました。また、車内の座席を空気呼吸器内臓型とし、災害現場に向かう隊員の車内における活動準備が容易にできる空間を確保することができました。そのほかにもポンプ運用時の状況が監視できるディスプレイが設置され、水圧の変化などの異変に即対応できるなど安全で安定した送水が可能となりました。また、ホース延長時に効果的な電動ホースカーが設置され、職員の負担軽減及び積み降しなどの運用上の安全も確保されるなど、より迅速確実な消防活動が期待される車両となっております。以上で説明を終わります。よろしく願いをお願いします。

○財政部長（牧野妙子君） 続きまして、議案第48号、令和2年度取手市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。令和2年度取手市一般会計6月補正予算（案）の概要をお配りしておりますので、お手数ですがお手元に議案書と併せまして、御覧いただければと存じます。なお、説明は、議案書に基づき歳入歳出の順番で御説明いたしますが、歳入のうち、歳出に伴うものにつきましては、歳出の説明の際に、各部長から御説明いたします。それ以外につきましては、私から御説明いたします。まず初めに、今

回の補正予算の基本的な考え方は大きく2点ございます。1点目に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する事業、2点目に新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止等を決定しました事業の減額、これらの2つを基本としつつ、そのほか緊急性があるもの、特定財源その他の収入で増額となる事業について計上しております。なお、1点目の臨時交付金を活用して実施する事業につきましては、5月22日にオンラインにより行いました臨時交付金の実施計画の説明におきまして、既に事業の内容を御説明いたしましたので、今回の御説明は割愛いたします。どうぞ御理解のほどお願いいたします。

それでは、補正予算の表紙を御覧ください。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億9,172万1,000円を増額し、予算総額を487億875万8,000円とするものでございます。

初めに、歳入について御説明いたします。議案書8ページ上段を御覧ください。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、市が独自に行う新型コロナウイルス感染症対策事業に充当するものとしまして2億9,526万2,000円を増額するものであります。なお、臨時交付金の第1次分の交付限度額3億4,654万8,000円のうち、既に5月22日付けの専決処分におきまして5,128万6,000円は予算措置をしておりますので、今回はそれを除いた額を計上しております。

次に、中段の17款、財産収入、2項、財産売払収入の普通財産売払収入は、以前から売却を進めていました旧戸頭終末処理場跡地につきまして、令和2年4月24日に一般競争入札を執行し、売却先事業者が決定したため、契約予定価格4億888万9,000円を計上しております。この普通財産売払収入につきましては、公共施設整備基金に積み立てるため、今回の歳出予算に増額計上しております。

歳出予算は、11ページ、一番下の公共施設整備基金積立金でございます。それでは8ページに戻りまして、19款、繰入金、2項、基金繰入金の財政調整基金繰入金は、6月補正予算の財源調整のため1,547万4,000円を取り崩すものであります。そのほかの歳入については、歳出に伴うものでありますので、各部長より、歳出の説明の際に併せて御説明いたします。それでは歳出予算、議会費から順に御説明いたします。

○**議会事務局長（吉田文彦君）** 議会事務局、吉田でございます。続きまして、歳出の説明になります。10ページを御覧ください。1款、議会費、1項、議会費の議会調査運営に要する経費でございます。交付申請の取下げがありました政務活動費の全額240万円と委員会視察旅費の50万円、合わせまして290万円を減額するものです。議会費につきましては、以上となります。

○**政策推進部長（井橋貞夫君）** 政策推進部、井橋です。よろしく申し上げます。政策推進部所管事項について説明させていただきます。10ページを御覧ください。中段、第2款、総務費、第1項、総務管理費、秘書事務に要する経費、市長交際費については、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種行事やイベント等が中止や延期となっているため、ここ数年の実績以上の歳出見込みはないと判断いたしまして、40万円を減額するものです。同じく下段の都市間交流に要する経費については、新型コロナウイルス感染症の

流行が世界規模で拡大傾向にあることを受け、ユーバ市への訪問及びユーバ市からの受入れについて、ユーバ市と取手市の双方で確認した結果、事業が困難と判断いたしまして、中止といたしました。総額 188 万 5,000 円を減額しております。内訳ですが、ホストファミリー謝礼 21 万円、ユーバ市派遣に伴う学生派遣者補助金 50 万円等となります。なお、都市間交流事業全てを中止するものではなく、過去の姉妹都市交流参加者同士やホストファミリーによる動画等による交流を計画しております。

続きまして、28 ページの下段から 29 ページを御覧ください。9 款、教育費、5 項、社会教育費の市民芸術活動の推進に要する経費 65 万 7,000 円を減額するものです。事業の内訳としまして、とりでスクール・アート・フェスティバル委託料は、市内の全高等学校 7 校の美術作品の展示や吹奏楽部の演奏会などの経費 30 万円。また、6 月に予定しておりました小中学生の取手美術作家展ギャラリーツアーバス借上料 35 万 7,000 円を減額するものです。ともに新型コロナウイルス感染症拡大防止及び学校の授業数の確保から中止とするものです。同様に東京藝術大学との交流に要する経費 405 万円の減額は、東京藝術大学との文化交流事業委託料として、小学校への美術指導、中学校吹奏楽部への音楽指導を行う予定でした。新型コロナウイルス感染症拡大防止及び学校の授業数の確保が難しいことから、東京藝大及び市教育委員会と協議し中止としたものです。

続きまして、アートのあるまちづくり推進に要する経費は、取手のアートプロジェクトが実施する事業の補助額を決定したことにより、取手アートプロジェクトへの補助金として、一般財団法人自治総合センターの地域の芸術環境づくり助成金 500 万円と文化庁の文化芸術振興費補助金、418 万 1,000 円を計上しております。本事業の歳入については、8 ページを御覧ください。15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金の文化芸術振興費補助金で、418 万 1,000 円。同じく 8 ページの下段、21 款、諸収入、6 項、雑入の地域の芸術環境づくり助成金で 500 万円を計上しております。再度、29 ページにお戻りください。新型コロナウイルス感染症対策経費の創作活動拠点オンライン公開事業委託料 350 万円は、市内で活動している様々な芸術家の創作活動拠点の取材、芸術家へのインタビューや活動の様子をインターネット上に公開することで、現在活動の場を失っている芸術家への支援と芸術と市民の接点づくりを行うものです。ウェブサイトの構築や映像の制作及び廃止についても、市内の芸術家が行うことで、アートのまち取手の魅力を広く発信するものです。なお、今回、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止といたしましたとりでスクール・アート・フェスティバル委託料と東京藝術大学との文化交流事業委託料の財源に充当していましたハロウィンジャンボ宝くじ収益金市町村交付金をアートのあるまちづくり推進に要する経費とアートギャラリーの管理運営に要する経費に財源充当を変更させていただいております。よろしくお願いたします。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。総務部所管の補正予算について説明させていただきます。まず、補正予算書 4 ページを御覧ください。第 2 表、債務負担行為補正、サーバ機器等使用料です。行政事務の効率化に欠かすことのできない ICT の活用には、高度なセキュリティと信頼性を有する庁内情報系システム及びネットワークの安全かつ安定した運用が必須となっております。これらを構成する各種サーバー等の情報機

器及び関連システムがリース期間満了となることから、新規に5年リース契約を行うものです。期間は令和2年から令和7年まで、限度額は2億6,836万円となります。

続きまして、予算書12ページを御覧ください。2款、総務費、1項、総務管理費、10目、地方振興費、事業名、地区集会場整備に要する経費、地区集会場建設等事業費補助金73万2,000円の増額補正です。取手市地域集会場建設等補助金要綱に基づき、自治会・町内会が自主的に行う地域集会場の修繕等に要する経費の一部を市が補助するものです。今回の補正は2件分となります。まず1件目、桜が丘第2集会所につきましては、非常用外階段の修繕となります。建築後23年が経過し、腐食の程度が著しく、使用時に危険を伴う恐れがあるため、このたび修繕を行うこととなりました。補助額は45万円となります。2件目は、山王東集会場となります。昭和55年の建築時から既に40年以上経過しており、老朽化に伴うシロアリの被害により、畳・床・柱に大きな損傷が生じてきたため、損傷部分の修繕を行います。補助額は28万2,000円となります。以上、2件分の合計で73万2,000円の増額補正となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部の野口です。よろしくお願いたします。まちづくり振興部所管について御説明いたします。補正予算書8ページ上段を御覧ください。初めに、15款、国庫支出金、2項、国庫補助金のプレミアム付商品券事務費補助金（過年度）につきましては、令和元年度に実施しましたプレミアム付商品券事業の完了に伴い、実績が確定したため、概算払によって支払われていた国庫補助金について不足額が交付されたことから、110万8,000円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。補正予算書12ページ下段を御覧ください。2款、総務費、1項、総務管理費の過年度国庫支出金等過誤納返還金は、先ほど歳入で御説明させていただきいただきました令和元年度実施のプレミアム付商品券事業で商品券のプレミアム分となるプレミアム付商品券事業費補助金の事業実績による精算で、返還額として2,527万3,000円を増額するものです。同じくその下の1項の特別定額給付金給付事業に要する経費は、特別定額給付金給付事業において、1日も早く市民の皆様へ給付することを目指し、全庁的な職員体制により、時間外や週休日でも事務を進めることにしたこと、時間外勤務手当など職員手当を2,000万円増額いたします。一方で、業務委託や事務機器賃貸借の契約締結による執行残額が発生することを見込み、需用費・役務費・委託料や使用料及び賃借料などの物件費で合わせて2,000万円を減額いたします。

次に、補正予算書18ページ下段になります。4款、衛生費、2項、清掃費のじん芥収集に要する経費は、令和2年3月末で戸頭町内会での空き缶回収事業が終了し、空き缶の収集運搬を要する集積場が増加したことから、じん芥収集運搬委託料56万3,000円を増額いたします。また、新型コロナウイルス感染症対策経費として、市内の小・中学校の休校や臨時——緊急事態宣言の発出により在宅勤務が長期化し、家庭ごみの収集量が著しく増加したことや、さらに今後も感染拡大予防として、新たな生活様式への移行・定着に向け、家庭ごみの収集量の増加が見込まれることから、じん芥収集運搬委託料897万6,000円を増額いたします。あわせて、塵芥収集に要する経費として953万9,000円を増額補正するものです。

次に、補正予算書 21 ページになります。6 款、商工費、1 項、商工費の商工観光に要する経費は、令和 2 年度の市観光協会事業において、6 月 20 日開催予定だった取手市市制施行 50 周年記念第 67 回とりで利根川大花火をはじめ、4 月 29 日開催予定だった子ども天国、例年 8 月第 4 土曜日開催予定のとりで利根川灯篋流しが中止になったことに伴う不用額について、市観光協会補助金を 2,582 万円減額いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部、大野でございます。続きまして、健康増進部所管の補正予算のほうの御説明をいたします。補正予算書 14 ページをお開きください。上段でございます 3 款、民生費、1 項、社会福祉費、健康づくり推進事業に要する経費でございますが、こちらは地区内の医療機関と地区住民が連携したフレイル予防の取組を行うことで、地区内の健康づくりを進めていくフレイル予防事業について、公益財団法人地域社会振興財団の長寿社会づくりソフト事業費交付金の採択の内示を得まして、159 万 9,000 円を増額しております。これに伴いまして、歳入のほうで、8 ページをお開きください。こちらの下段、21 款、諸収入、6 項、長寿社会づくりソフト事業費交付金として、事業費同額 159 万 9,000 円を計上しております。

再びお戻りいただきまして、14 ページになります。14 ページ下段の 3 款、民生費、1 項、社会福祉費、チャレンジデー事業に要する経費でございますが、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、参加を中止としましたので、全額の 100 万円を減額しております。以上、よろしく願いいたします。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 続きまして、福祉部所管の補正予算について御説明いたします。議案書 15 ページ、2 項、児童福祉費、3 目、児童入所費、民間保育園上に要する経費は、市内の民間の教育・保育施設 24 施設に対し、令和元年度と令和 2 年度の 2 か年で 1 つの園、50 万円を上限に新型コロナウイルス感染症対策費用として補助金を交付するものです。令和 2 年度分の交付額は 21 施設、704 万 2,000 円です。歳入につきましては、戻りまして 8 ページ、15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、2 目、民生費国庫補助金、保育対策総合支援事業費補助金 704 万 2,000 円を新たに計上しており、全額、国の補助となります。続きまして、4 目、保育所費、保育所の管理運営に要する経費は、公立の保育所 6 施設の新型コロナ感染予防対策費用として使い捨て手袋、ペーパータオル、マスク等の保健衛生用品購入費用 150 万円を増額計上しております。令和元年度と令和 2 年度の 2 か年で 1 つの園 50 万円を上限に全額、国から交付されます。

歳入につきましては 8 ページ、15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、2 目、民生費国庫補助金、保育対策総合支援事業費補助金 150 万円を新たに計上しております。以上となります。

○農業委員会事務局長（三石 仁君） 農業委員会事務局の三石です。農業委員会所管分を御説明いたします。補正予算書 19 ページの中段を御覧ください。5 款、農林水産業費、1 項、農業費、1 目、農業委員会費、10 番、農業委員の報酬等に要する経費でございます。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、農業関係の各種行事等が中止になっていることから、会長交際費を 2 万円減額するものでございます。以上です。よろしくお

願いたします。

○建設部長（前野 拓君） それでは、建設部所管の補正予算について御説明いたします。2件ございます。まず1件目は建設部管理課所管分です。補正予算書21ページ下段を御覧ください。7款、土木費、1項、土木管理費、25、道路管理に要する経費は、市道1-2320号線の道路側溝排水の流末を確保するため、それに伴う排水施設整備に向けた測量設計委託料として1,052万7,000円を計上しております。財源の内訳ですが、歳入として市道整備事業債780万円を充当しております。詳細につきましては、補正予算書9ページに記載しておりますので併せて御覧ください。それでは、当該補正予算の概要について御説明いたします。米ノ井地先の市道1-2320号線において、道路側溝の排水が個人の土地に埋設された排水管に接続されていることから、その土地所有者から市に対し早急の改善を求められております。これを受けて、現地の確認並びに隣接する地権者へ聞き取りを行った結果、この排水管は取手市で施工されたものではなく、民間事業者により埋設された管であるという情報が得られました。この情報を基に、民間事業者に対し事実関係を確認したところ、昭和61年3月に、個人の土地に埋設し、市道内の道路側溝の終点となる流末部分もこの排水管に接続したことや、排水管の所有権は、この民間事業者であるということを確認することができました。なお、土地の所有者は、この土地の有効活用を図るにあたり、当該排水管が支障を来しているということから、今すぐにでも排水管を撤去したい意向を示しております。もし、この排水管が撤去された場合には、道路側溝に流れている雨水並びに周辺宅地からの生活排水の流末が絶たれる結果となり、あふれ出した排水が市道終点付近の民地内に流れ込むことにより、環境面なども含めた大きな被害を与えることが危惧されております。この事態を回避するために、市では道路側溝の流末となる新たな排水施設の整備に向けた設計業務と測量業務を早急に進める必要があります。その経費といたしまして、測量設計委託料を今回の補正予算で計上するものでございます。

続きまして、建設部水とみどりの課所管の補正予算について御説明いたします。補正予算書22ページ上段を御覧ください。7款、土木費、3項、都市計画費、33、水辺利用推進に要する経費は、1月29日から5月5日に開催を予定していた「鯉のぼりプロジェクト in 岡堰」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったことを受け、鯉のぼりプロジェクト実行委員会への補助金として計上していた20万円を減額補正するものでございます。下段に移りまして、37、フラワーカナル事業に要する経費は、5月17日に開催を予定していた小貝川フラワーカナル春の花祭りが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったことにより、音響設備委託料14万9,000円並びにイベントで使用する発電機の燃料費として計上していた2,000円の合計15万1,000円を減額補正するものでございます。建設部所管の補正予算は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○消防長（中村健二君） 消防本部の中村です。8款、消防費の補正予算について御説明申し上げます。補正予算書23ページをお開きください。中段の消防団の運営に要する経費は9月に開催を予定しておりました取手市消防団消防ポンプ操法競技大会の中止に伴い大会運営に係る報償費、費用弁償、工事請負費などを合わせて363万5,000円を減額補正

するものでございます。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○教育部長（田中英樹君） 教育委員会、田中です。教育委員会所管事項につきまして御説明いたします。補正予算書 24 ページ、第 9 款、教育費、総務事務に要する経費です。新型コロナウイルス感染症の影響により、各種行事やイベント等が中止・延期になっていることから、教育長交際費の全体の 25%程度に当たる 2 万 8,000 円を減額するものです。続きまして、2 つ下の項目、教育総合支援センターに要する経費です。小中学校における児童生徒の不登校状態の解消や未然防止を図るため、児童の相談相手や家庭訪問を実施するスクールライフサポーターを市内小学校 2 校に配置するための経費として、31 万 2,000 円を増額する。この財源につきましては、県委託金のスクールライフサポーター配置事業委託金 31 万 2,000 円を全額充当いたします。次に、下の項目、移動学習バス委託事業に要する経費になります。本事業は社会科見学等訪問先である公共施設、福祉施設、工場などの移動手段として、民間バスを利用するためのものです。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「3 密」の状態が発生しやすいバスでの移動は、感染防止の観点から控える必要があることから、今年度は本事業を中止するため 233 万 2,000 円を減額するものです。次に、25 ページ上段、外部施設を活用した水泳学習推進事業に要する経費におきましては、5 月 28 日付けで茨城県より示された学校再開ガイドラインに照らし合わせ、バスによる外部の民間プールへの移動に伴う密集・密接の場面が想定されるため、児童生徒の健康と安全を第一に考え、外部施設を活用した水泳学習は今年度実施しないこととし、水泳学習業務委託料とバス借上料合わせて 2,245 万 6,000 円を減額するものです。次に、その下の小学校保健衛生に要する経費につきましては、例年、夏季において実施しております水泳学習について、新型コロナウイルス感染症拡大を防止する目的から、更衣室等いわゆる「3 密」状態を避けるため水泳事業を行わないこととしたことから、プールの消毒薬品、水質検査料 151 万 7,000 円を減額するものです。続きまして、26 ページ、本年度の全国体力運動能力・運動習慣等調査、いわゆる体力テストにつきましては、令和 2 年 4 月 17 日付 **？スポーツ省次長？** 通知により、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染状況や学校の再開状況、学校現場の負担軽減等を踏まえて中止となったことから、体力テスト集計業務委託料について 52 万円を全額減額するものです。

次に、小学校教育振興に要する経費につきましては、水泳事業と同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、夏季 P T A プール事業についても実施しないことから、関係経費 34 万円を全額減額するものでございます。続きまして、給食運営に要する経費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 3 月 3 日から春季休業開始日の前日までの間における一斉臨時休業期間において、学校等給食の中止により、臨時休業期間中に使用予定であった給食食材等をやむを得ず廃棄処分した供給業者に対し、仕入れ等にかかった費用等について補助金を交付するため、189 万 4,000 円を計上したものです。こちらの事業費の 4 分の 3 については、全国学校給食会連合会から学校臨時休業対策費補助金を受けられるため、雑入として 142 万円を充当しております。また、令和元年度中にキャンセルできずに支払った食材費の一部については、令和元年度取手市一般会計補正予算（第 14 号）に事業費として歳入歳出を計上しましたが、歳入の受入につきま

しては、6月以降になるために先に予算措置しておりました21万4,000円を過年度分として再計上しております。続きまして、27ページ、中学校保健衛生に要する経費につきましては、小学校保健衛生に要する経費と同様の理由から、プールの消毒薬品と水質検査料、体力テスト集計業務委託料を合わせて、48万3,000円を減額しております。続きまして、28ページ、給食運営に要する経費につきましては、小学校費の給食運営に要する経費と同様の理由から89万6,000円を計上しております。こちらの事業費の4分の3につきましても全国学校給食連合会から学校臨時休業対策費補助金を受けられるため、67万2,000円を充当しております。次に30ページ、給食センター運営に要する経費につきましては、小学校費、中学校費の給食運営に要する経費と同様の理由から166万1,000円を計上したものです。こちらの事業費の4分の3につきましても同様に124万5,000円を充当しております。最後に、その下の給食センター施設整備に要する経費につきましては、市内小中学校の臨時休業に伴い、今年度の授業数確保の必要性から、夏季休業期間の短縮を想定していることから、当初、休業期間中に施行予定であった学校給食センターの空調設備工事の施工期間の確保が困難となることから、今年度の事業を中止し、その必要経費6,000万円を減額するものでございます。この事業費の財源内訳として、学校施設整備基金繰入金1,500万円。地方債の給食センター整備事業債4,500万円についても同様に減額するものです。教育委員会所管事項については以上となります。

○財政部長（牧野妙子君） 次に、5ページにお戻りください。第3表、地方債補正でございまして。上段の市道整備事業については、先ほど建設部長から説明もありましたように、市道工事に伴う設計委託料の財源として地方債を活用するため、限度額を変更するものでございます。下段の給食センター整備事業については、先ほど教育部長から説明がありましたように、今年度は事業を中止としたことから、地方債の廃止を行うものでございます。以上が令和2年度取手市一般会計補正予算（第3号）の説明になります。よろしくお願いたします。

続きまして、承認第6号、令和2年度取手市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認につきまして、御説明いたします。御手元に令和2年度一般会計5月22日専決処分専決補正予算の概要をお配りしておりますので、議案書と併せまして御覧いただければと存じます。今回の補正予算専決処分につきましては、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額が示されたことから、臨時交付金を活用して実施する事業のうち、特に早期実施が必要な消毒液の無料配布事業や小中学校・公共施設の再開に関連する経費等について補正予算措置を行いました。これに伴い、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、5月22日付けで専決処分を行ったものでございます。

それでは、補正予算（第2号）の表紙を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額7,025万8,000円を増額し、予算総額を480億1,703万7,000円とするものでございます。なお、この補正予算の内容につきましても、5月22日に御説明しておりますので、今回の説明は割愛させていただきます。御理解のほどお願いたします。

続きまして、報告第1号、令和元年度取手市一般会計予算の継続費に係る繰越計算書に

つきまして御説明いたします。御手元にお配りしております議案書を御覧ください。こちらにつきましては、継続費を設定している事業であります非常用発電設備改修事業及び取手図書館空調設備改修事業に係る繰越計算書を調製いたしましたので、御報告申し上げるものでございます。

続きまして、報告第2号、令和元年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書につきまして御説明いたします。御手元にお配りしております議案書を御覧ください。こちらにつきましては、令和元年度一般会計補正予算第11号、第13号、第14号におきまして、それぞれ計上いたしました戸頭公園耐震性貯水槽緊急遮断弁の修繕など27件の繰越事業に係る繰越計算書を調製いたしましたのでご報告申し上げます。

続きまして、報告第3号、令和元年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書につきまして御説明いたします。御手元にお配りしております議案書を御覧ください。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業としまして、令和元年度補正予算（第13号）で予算措置を行いました民間保育園等への補助金について、各保育園等が補助金を用いて購入する消毒液等の納品が遅延し、年度内に事業完了が困難になったため、事故繰越しを行うものでございます。これに伴い、事故繰越しに係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。私からの説明は以上となります。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 改めまして、都市整備部の齋藤です。終わりが近づいてまいりました。私からは、報告第4号でございます。まず始めに、報告第4号のかがみ、表紙を御覧ください。そこに令和元年6月8日提出と記載したまま、今回、議案を提出してしまいました。正しくは令和2年6月8日提出となります。大変申しわけございませんでした。議会の開会までに齋藤議長に文書にて訂正をお願いする予定でございます。今日のところはその訂正が行われるという前提で御覧いただければと思います。それでは説明に移ります。報告第4号、令和元年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について、御報告でございます。繰越の主な内容としましては、暫定交通広場の整備に向けて地下構造物撤去を行う工事及びA街区に関連する建物移転補償費となっております。

次に、報告第5号、令和元年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書について御報告でございます。内容につきましては、A街区の造成に関連しまして、建物移転補償費につきまして、対象物が大規模施設のために解体に不測の日数を要したことから、事故繰越しに係る繰越計算書を調製いたしましたのでご報告申し上げます。私からは以上です。

○政策推進部長（井橋貞夫君） 政策推進部、井橋です。私からは、諮問第1号及び第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。当市の人権擁護委員11名のうち2名が令和2年9月30日をもって任期満了を迎えます。今回、任期満了を迎える羽生丈夫氏及び菅原公夫氏については、長期間にわたって人権擁護委員として御活躍いただいております。いずれも本人から今任期で退任したいとの御意向が示されたため、後任の人権擁護委員候補者として新たに2名を法務大臣に推薦したく、議会に

お諮りするものです。新たに御推薦する方の経歴等につきましては、お手元に配付してあります議案の裏面に記載しておりますので、御確認をお願いします。

まず、諮問第1号で意見を求める本田曜子氏につきましては、昭和52年から平成26年まで、37年にわたり、取手市役所の職員を務められました。また、現在は民生委員児童委員を務めております。なお、人権擁護委員に対する御本人の考えとして、「高齢者の人権に関心があり、高齢者が地域で自分らしく自宅で安心して生活できるよう、これまでの経験を生かし人権擁護活動に取り組みたい」とのお言葉を頂いております。このことから、これらの人権問題に対して適切な御助言や御対応を頂けるものと考えます。また、人格、見識高く、人望も厚く、広く社会の実情にも精通していることから、今後も行政職での経験を生かし、中立公正な立場で人権擁護委員として御活躍いただけると考え、人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるものです。

次に、諮問第2号で意見を求める島田三郎氏につきましては、昭和54年から平成29年まで、38年にわたり県南の公立中学校の教諭として勤務され、教頭、校長まで務められました。現在は、取手市の特別青少年相談員、水戸家庭裁判所所属の家事調停委員を務めておられます。なお、人権擁護に対する御本人の考えとして、「教職に長年携わってきた経験から、児童生徒に思いやりのある心を育てる人権教室をはじめ、社会生活全部全体に人権擁護活動を浸透できるよう使命と誇りを持って地域に貢献していきたい」とのお言葉を頂いております。また、人格、見識高く、人望も厚く、広く社会の実情にも精通していることから、今までの経験を生かし、中立公正な立場で人権擁護委員として御活躍いただけると考え、人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるものです。説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○総務部長（鈴木文江君） 今回提出させていただく案件の説明は以上となります。議員の皆様には、改めましてよろしくご審議賜りますようお願いいたします。本日は長時間にわたり大変ありがとうございました。